

公益社団法人日本複製権センター
使 用 料 規 程

届出 平成14年2月28日

平成24年4月2日 一部変更

第1節 総則

- 1 この規程は、公益社団法人日本複製権センターが管理する著作物の使用料を定めることを目的とする。
- 2 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「複写」とは、出版物の紙面からの複写複製又はその複製物からの複写複製をいう。
 - (2) 「譲渡」とは、前号の「複写」に伴う複製物の公衆への譲渡をいう。
 - (3) 「ファクシミリ送信」とは、出版物の紙面又はその複製物のファクシミリによる公衆送信及び送信先の受信装置でのプリントアウトをいう。
 - (4) 「出版物の小部分」とは、出版物全体の30%又は60ページのいずれか少ない方を超えないことをいう。
 - (5) 「少部数」とは、20部以内をいう。
- 3 本センターが、その管理の委任を受けた著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。
 - (1) 著作物の頒布を目的としない複写
 - (2) 著作物の頒布を目的とした複写及び譲渡
 - (3) 著作物のファクシミリ送信

第2節 著作物の頒布を目的としない複写

- (1) 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が出版物の小部分、少部数の範囲である。
- (2) 契約方式
利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
 - ① 個別許諾契約 複写等を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。
 - ② 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の3方式がある。
 - ア 実額方式 利用者が出版物の複写等の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。
 - イ 定額調査方式 センターが利用者と協議してサンプル調査を行い、その結果に基づき利用者とセンターが協議して年間推計複写使用量を決定し推計複写量に基づいて使用料を算出する方式。
 - ウ 簡易方式 下記の4方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。
 - a 利用者が合理的根拠に基づく複写実態調査により自主申告する推定複写量による年間使用料額の決定方式。
 - b 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式。
 - c 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式。

d 全従業員数全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式。

(3) 使用料

① 個別許諾方式

使用料＝2円×複写される出版物の頁数×複写部数

② 包括許諾契約

ア 実額方式

報告対象期間の使用料＝2円×報告対象期間の複写量

イ 定額調査方式

年間使用料＝2円×年間推計複写量

ウ 簡易方式

以下の4つの計算方法の中から一つを利用者が選択し使用料を算出する。

(ア) 年間使用料＝2円×年間推計複写量

(イ) 年間使用料＝5,000円×全コピー機台数

(ウ) 年間使用料＝40円×全従業員数

(エ) 年間使用料＝(20円×全従業員数)+(全コピー機台数×2,000円)

ただし、利用者が、研究費対売上高比が5%以上の企業の場合、(ウ)の40円は48円、(エ)の20円は24円とし、

研究費対売上高比が1%未満の企業の場合、(ウ)の40円は32円、(エ)の20円は16円とする。

第3節 著作物の頒布を目的とした複写及び譲渡

(1) 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が出版物の小部分、少部数の範囲である。

(2) 契約方式

利用者は、個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

(3) 使用料

① 個別許諾契約

複写の使用料は、複写物の譲渡の対価の10%又は2円のいずれか高い方×複写される出版物の頁数×複写部数とする。

複写物の譲渡の対価とは、利用者が受け取るコピー料単価をいい、会費、契約基本料、交通費、資料収集費等は含まない。

② 包括許諾契約

報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に複写された出版物ごとに、上記①により算出した使用料を合計した金額とする。

第4節 著作物のファクシミリ送信

(1) ファクシミリ送信の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の行為が出版物の小部分、少部数の範囲である。

(2) 契約方式

利用者は、個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

(3) 使用料

① 個別許諾契約

ファクシミリ送信の使用料は、ファクシミリ送信の対価の 10%又は2円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額とする。

② 包括許諾契約

報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に送信された出版物ごとに、上記①により算出した使用料を合計した額とする。

第5節 その他

著作物の性質、利用目的など特別の事情により第2節から第4節に定める使用料の額を適用しがたい場合は、利用者と協議の上、第2節から第4節に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。

附則 この使用料規程は、届出が文化庁長官に受理された日から起算して30日を経過した日から実施する。